

第6日

令和6年9月9日（月）

午後2時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番飯田早苗議員の質問を許可します。3番飯田早苗議員。

（3番飯田早苗君登壇）

○3番（飯田早苗君） 皆様、こんにちは。3番飯田早苗でございます。

9月というのにまだまだ残暑が厳しい中、傍聴にお見えいただいている皆様、忙しい中、誠にありがとうございます。また、インターネットで傍聴していただいている皆様、ありがとうございます。

先日の台風10号は、伊勢湾台風並みとの報道がされておりましたので、大変警戒をしておりました。本市から、特に甚大な被害を受けることもなかったという連絡を受けましてほっといたしました。鹿児島、宮崎は竜巻と推定される突風による被害や、日本列島広域にわたり豪雨による甚大な被害が出ております。今回の被害により亡くなられた方への御冥福と、被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

テレビの報道によりますと、今回の台風10号は勢力が強く、のろのろ迷走、遠隔豪雨の発生などの特徴があり、地球温暖化の影響で台風圏内だけではなく、太平洋高気圧の発達により広範囲での豪雨被害を受けました。このことは、今後も起こり得るとのことですので、台風の季節には広範囲での豪雨にも警戒する必要を感じた次第です。

さて、今回開催されましたパラリンピックでは、本市馬田出身の草場選手が、車いすラクロスで金メダルを獲得いたしました。草場選手、おめでとうございます。パリオリンピックメダル数45個、本日閉会したパラリンピックのメダル数41個の活躍など、日本選手の頑張りに私たちも元気をいただきました。

パリの町全体の開会式や船による選手団の入場、競技会場にパリの歴史的建造物を利用することなどで、画面を通じパリの景色を楽しめたこともございます。CO₂オフセットを用いて、全て物品やサービスに持続可能な取組を導入した大会をしており、地球環境を考えたことも含め、記憶に残る大会の一つだったと思います。

今回の私の一般質問は、地球環境の悪化により様々な問題が深刻化する2050年問題でもある森林保全に関わる森林環境譲与税の活用について、次に、地域の環境問題にも関係する地方の過疎地に増え続ける空家問題についての2点を地域の皆様の声を基に質問をいたします。

それでは、市政に関する質問は通告に従いまして、これからは質問席より質問させていただきます。よろしく願いいたします。執行部におかれましては、明確な回答をよろしく願いいたします。

（3番飯田早苗君降壇）

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） それでは、私の一般質問に入ります。

まず初めに、森林環境譲与税を活用した森林整備について行います。

日本の森林の面積は約2,500万平方メートルで、国土の68%、およそ3分の2を森林で占めております。世界的に見ても豊かな森林資源を保有しているということになります。

本市においては、総面積2万4,671ヘクタール、森林の面積は1万3,330ヘクタールで、総面積の54%を占めており、福岡県下では、60市町村中3番目の森林面積を誇っております。朝倉農林事務所の管内でも、7市町村の森林の総面積の約半分を占めているというところ です。

この森林は、私どもの朝倉市の本当の宝だと思っております。しかし、度重なる豪雨被害に遭い、多数の山腹崩壊などにより森林は荒れております。特に、山間部の皆さんは、生活に大きな影響を及ぼしている状態です。

森林の保全について、第3次朝倉市総合計画の中の施策で、生活環境の保全、形成などの森林の多目的機能を確保するために、災害復旧などの状況を踏まえ、機能に応じた森林資源の整備の推進を促進する方針を上げていらっしゃいます。このようなことから、復旧とともに山地災害による被害の防止、軽減の取組は急務だと思われ ます。

そこで、本市の森林の現状はどうなっているか、また、課題は何なのかをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、本市の課題に入ります前に、全国的な課題についても触れさせていただきたいと思 います。

全国的な課題といたしましては、森林所有者に対して補助金を交付して、望ましい森林施業を誘導するという所有者の意向に沿ったこれまでの補助金の考え方では、これまで森林を守り育てようとする意識を持つ山村を代表とする森林所有者の高齢化と減少、また輸入木材の増加、木材価格の低下が進んでおりまして、森林生産活動が低下し、全国的に間伐等の森林施業をしない森林所有者が増加している傾向があるところ がございます。

さて、本市の課題につきましては、平成29年九州北部豪雨等により、山間部における災害に見舞われまして、林道、作業道等の路網の被害が深刻であります。山間部や下流域の住民の生命と財産を守るため、まずは、治山・砂防事業を優先しなければならず、路網の復旧に時間を要していることから、森林整備が進んでいないため、森林の荒廃が懸念されているところ がございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 平成29年、昨年度の7月の豪雨被害というのは、非常に大きなものがありましたので、確かに、治山・砂防に関する整備を早くすることは非常に分かります。しかし、同時に同じような被害を受けたところは、森林整備も行っている自治

体もございますので、これをしてからではなく、同時に進めるようなこともお考えいただければと思っております。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、森林環境税についてでございます。

今年より森林環境税の導入が始まりました。森林保全に取り組むための財源として、国が森林環境税を1人年間1,000円の徴収を開始いたしました。所得の制限等があると聞いておりますが、課税に関する納付などの内容、どういったものかお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） まず、森林環境税につきましては2つございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から課税される国税、それから、福岡県には、別に福岡県森林環境税条例に基づきまして、平成20年度から課税されている県税、その2つがございます。

まず、国税である森林環境税の納税義務者ですが、1月1日に市町村に住所がある人で、市県民税均等割の納税義務者が森林環境税の納税義務者となります。税額は、1人当たり年額1,000円を、市県民税均等割と合わせて徴収しておるところです。

福岡県森林環境税は、県民税均等割と合わせて、1人当たり年額500円を徴収しているところ です。

朝倉市におけます令和6年度の市県民税の納税義務者は約2万5,000人を見込んでおります。

納入されました国税の森林環境税は、県民税と合わせて県に納入し、県に納入された森林環境税は国へ納入され、その後、森林環境譲与税として全て市町村及び都道府県に譲与されることとなります。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 部長が今おっしゃったように、福岡県は既に平成20年から同じ名前の森林環境税を独自に導入しております。これは年間500円当たりを徴収しているという御説明がありました。

それでは、その森林環境税、県税の概要及び県と国のそれぞれの税の目的が違っていると聞いておりますけども、その点について御説明願います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 森林環境税の概要及び県、国の目的の違いについて説明申し上げます。

国税である森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されております。

その中では、納税義務者賦課徴収等の手続、森林環境譲与税を市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項等が定められております。

国税である森林環境税の目的は、森林の公益的機能の維持、森林整備、木材利用等に活用することとされております。

県税であります福岡県森林環境税の目的は、国と同じく森林の公益的機能の維持、荒廃した山林の再生等を目的とした市町村事業を支援するものとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） そのような森林を今から守っていくための森林環境税、これが森林環境譲与税ということで市のほうに入ってくると思うんですが、ぜひこれを有効に使っていただきたいと思っていますところでは。

また、強度間伐とか県民の参加の森づくりとか、県のほうは非常にそれを進めていらっしゃるし、国としても、温室効果ガスの削減目標というのをパリ協定で枠組みの中で、しっかり日本における達成目標とかができておりますので、ぜひ森林の整備を進めていただきたいと思います。

それで、今回、目的と使途の違いがあるようなんですが、この森林環境譲与税を活用した取組、国税は今年からですけども、既に環境譲与税は5年前から譲与されております。平成元年からもらっているはずだと思いますけども、幾らほどもらって、これがどのように使われているかということをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） では、お答えいたします。

森林環境譲与税を幾らぐらいもらって、どういったものに使われているかといったことでございます。令和元年度からの譲与でございますので、順に申し上げますと、令和元年度につきましては1,714万7,000円の受入れに対しまして、補助金といたしまして、朝倉市森林環境整備事業補助金に96万4,000円を支出いたしております。

令和2年度は3,643万6,000円の受入れに対しまして、先ほど申し上げました朝倉市森林環境整備事業補助金と公共施設等の木質化事業に2,757万3,000円を支出しております。

令和3年度は3,525万3,000円の受入れに対しまして、朝倉市森林環境整備事業補助金に117万4,000円を支出しました。

令和4年度は4,596万9,000円の受入れに対しまして、先ほどからの朝倉市森林環境整備事業補助金と森林経営管理法に基づく意向調査業務委託に1,805万9,000円を支出しております。

最後に、令和5年度につきましては、4,596万9,000円の受入れに対しまして、朝倉市森林環境整備事業補助金、そして森林経営管理法に基づく意向調査業務委託に2,443万8,000円の支出を行ったところでございます。

ちなみに、森林環境譲与税の使途につきましては公表することとなっております、市のホームページにおきましても、年度ごとに、ホームページ上は現在のところ、令和4年度までの森林環境譲与税に関する決算状況一覧ということで掲載しているところでござい

ます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 御説明ありがとうございます。

この譲与税を頂いての割合について、私もちょっと調べてみました。譲与税の森林整備に使われた4年間の平均は全体の11%です。これだけ森林が荒れているのに少ないと思いませんか。基金の積立てに対しては、4年間の平均は69%、目的税であるので、森林環境譲与税に今後使われると思うんですが、今年の決算を見ますと、令和6年5月末の残高が出ておりましたけども、1億856万7,000円の基金の積立てを今年の決算までの中でしていらっしゃるわけです。さらに、また、この令和5年度の決算では、2,153万1,000円、これがまたプラスになって積み立てしているということになっております。確かにホームページに掲げてあります。

しかし、この中身を見ましたら、この基金の積立てに充てている取組という欄があるんですけど、その取組には、今後の残高は、今後建設予定の公共施設の木造化等に組み込むというような文面がほとんどなっています、今までの中で。じゃあ、この積み立てて木造化するというのも、これはもう必要なことではあるとは思いますが、一般的に、森林面積がない区町とか、東京の渋谷区とか、それとかこの近くでしたら大刀洗ですか、森林がないのは。そういうところは森林を持っていないから、森林の保全に充てるということは考えられます。しかし、朝倉市は、先ほど言ったように相当な面積の森林を持って、これだけ荒れているのに、何かこの基金積立てを、平均したら毎年2,200万円の基金の積立てをしているという計算になるんですが、これは何か理由があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 使っている使途がちょっと偏っているのではないかと、端的に言うとそういったことだと思いますけども、こちら今、ちょっと先ほど触れたところもありましたけども、森林環境譲与税がスタートした令和元年から今日まで、先ほどから申し上げております平成29年及びそれ以降の災害、そして、令和5年災害の復旧を優先的に行ってきたところであります。

また、被災した林道の復旧が進まなければ、森林整備もできない状況でありますので、こういった状況で森林整備のほうがなかなか進んでいないということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） この譲与税を使って、確かに林道とかがすごく荒れていて通れないという話を地域の方からお聞きして、どうにかしてくれというようなことは聞きます。この譲与税を使って、そこの林道が国の査定林道なのか、林道じゃないならば、この譲与税を使ってそれをして、まだ上のほうに果樹園があったりとかする方が行けない状態に

なっているわけです。その辺の問題を非常に抱えているのに、なぜ、今、何度も言います。森林が本当に朝倉市は荒れているんです。それに対して、これだけの問題があるのに、なぜ使わないでしょうか。私は非常にその辺は疑問を感じております。

それと、先ほど言った災害があるからまずはそれをということでおっしゃっていらっしゃいますが、ちょっと中身は公共施設の木造化という取組でほとんどいつているんですけども、残金に対しては。

隣の日田市、こちら豪雨被害を受けております。こちらのホームページをちょっと見させてもらいましたら、非常に森林、林業、木材産業の振興のビジョンが的確に市民に伝わるように発信してあります。誰が見ても、この事業、いろんな事業があるんですけど、一括りに森林整備というような形で朝倉市のほうはネット上は出していらっしゃいます、ホームページは。しかしこちらのほうは、事細かい内容で、ここには森林環境税を使っていますと、それも、そののところだけは赤で分かるように施策がされているというのが現状のようなどころを見ましたので、同じような災害を受けている朝倉市としては、やはりちょっと活用の方法をもう一度考えていただきたいというふうに考えております。

それでは次の質問に移ります。

森林環境譲与税は、森林の面積や人口の割合などに応じて地方自治体に交付されております。本年度から森林面積の割合が50%から55%へ変更になり、また人口の割合は30%から25%に基準が変更になりました。この基準によって森林が多い私どもの市への影響はどのようなことが予想されるか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 国の森林環境譲与税の市町村への配分、譲与割合が変更になったことに対しまして影響はということでございます。

議員のほうから言われましたとおり、森林面積が多い朝倉市におきましては、この配分の変更によりまして有利に働いて、市の配分額が令和6年度からは増える見込みであるということが言えると思います。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 確かに増える見込みだということです。

福岡県の知事がおっしゃっているのをちょっと確認したんですけど、大体、森林が多い八女市、朝倉市、添田町、ここは大体譲与額というのが5%ほど増える見込みではないかというふうな情報は入ってます。一応増えるということは、私どもの市にとってはとってもよいことだと思いますので、有効な活用をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今後の森林整備の取組をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。また、使途に制限があります。できたら国税と県税ごとの御回答をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、荒廃森林の対策としまして、まず開始されました先ほど市民環境部長が申しあげました福岡県の税の関係ですけれども、福岡県単独事業で、福岡県の森林環境税に基づく荒廃森林再生事業があります。この内容につきましては、市町村が調査、施業によりまして、事業対象箇所の特定を行った上、森林所有者への事業内容の説明を行い、協定を締結いたしまして、事業を推進、主に間伐を行う事業でございます。

国の事業については、森林環境譲与税のところでありましたように、若干幅広い用途となっておりますので、そういったものにも活用していきたい。特に、木材の有効活用等にも使っていくというふうにしております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、荒廃森林整備事業で、すみません、森林経営管理制度についてもお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 森林経営管理制度でございます。これにつきましては、森林経営管理法に基づきまして実施される制度でございます。

市町村が仲介役となりまして、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営者では経営管理ができない森林の管理を行う制度であります。

少し詳しく申し上げますと、制度のポイントは4つありまして、1つ目に、森林所有者の責務の明確化であります。自らが所有する土地に在するものや木につきましては、当然、土地所有者が管理・維持するものであるということを前提とした考え方によるものです。

2つ目に、市町村への経営管理権の集積があります。これは、市町村が意向調査を森林所有者に対して行いまして、自身で経営が困難であるという意思表示を確認できたときに、関係権利者の同意を得て、経営管理権集積計画を定め、公告することにより、森林所有者からの委託を受けて経営管理を行うことができるというものでございます。

3つ目に、市町村による経営管理であります。立地条件の悪い経営困難森林と路網整備や集約化といった条件が整えば経営可能森林というのがございまして、これらについて、市町村自ら経営管理を行うものでございます。

最後、4つ目になります。林業経営者への再委託があります。これは、経営可能森林や、条件が整えば経営可能森林につきまして、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行おうとする場合には、県が公表しました林業経営者の中から、再委託を行うものを選定し、経営管理実施権配分計画を定め、公告することにより林業経営者が経営管理を行うことができるというものです。ざっとですけど、以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 説明ありがとうございます。

結局、森林、山を所有していて、その山が適切に管理ができない所有者に対してのこれは制度、取組でありますよね。ですから、荒廃森林整備事業とか、森林経営管理制度というのを、山が手つかずになっていらっしゃる方たちに、ぜひもっともっと発信をしていただければいいと思います。

また、福岡県の森林環境整備環境税を活用した強度間伐の森林整備を実施しているというのを聞いています。これは、やっぱり九州北部豪雨災害を踏まえて、強度の間伐を併せて、流木化する可能性の高い立ち木の伐採とか搬出とか、こういうふうには表面の侵食の防止とか、土砂の移動を抑制するために森林を今しとかなないと、また同じような大きな被害が出るから、福岡県もこういうのに力を入れていると、県のこの事業です。

ですから、こういうふうな事業を朝倉市としても前向きに、本当に取り組んでいただかないと、今度また大雨が降ったとき、豪雨被害にどれだけの被害が出るか分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次は、担い手の確保。これ、非常に難しいというようなことを聞いております。それに対して、担い手の確保、森林組合としっかり力を合わせてしていくことも多々あると思います。これについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 本市の林家は、2023福岡県作成森林簿データによりますと5,768人で、その大部分は、経営規模が5ヘクタール未満の小規模所有者でありまして、大半が財産保持的に所有している状態でございます。

このため、林家の林業に対する関心は低く、厳しい林業情勢と併せまして、林業後継者等の林業従事者は増加していない状況でございます。

森林組合以外の林業を支える組織といたしましては、林業研究グループという団体がございます。朝倉市では、杷木林業経営研究会と甘木林業後継者クラブがあります。合計会員数は30名で、林業技術の向上、林業経営合理化や高性能林業機械の講習、実習会への参加等を委託しております。また、地域林業の労働力確保等、育成に係る業務も委託をしております。

そして、市内の林業従事者、いわゆる一人親方で組織する朝倉林産事業組合に対しましては、組合員の労災保険料の補助50%以内を行っているところでございます。

また、福岡県におきましては、自伐林家育成といたしまして、立ち木の伐倒用チェーンソー講習、林内作業による搬出、作業道の作設実習等の受講生を募集し、研修会を開催しているところでございます。これは、県単位の広域にて実施することで、人材確保、育成に効果が出る事業と考えられたものであります。

ここで修了した受講生は、地域林業の担い手である林業研究グループに加入することを進められておりまして、県と市の役割分担で地域林業の担い手確保の取組を行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。NHKで放送されたスマート林業の最前線という番組が6月12日に放送されていらっしゃるんですけども、これだけ人材が不足することで、こういうICTやロボットの最新技術が担い手不足の解消につながるから期待できるとか、いろんなところで、いろんな対策を皆さん、ほかの自治体さんとかも実際やっていたらしくるところも結構また出てきておりますので、このことも含めて、よろしくどうぞお願いいたします。

それと、結びになりますけども、森林を整備するということは、水源の涵養機能とか、それとか山地の災害防止機能、土壌の保全機能、様々、文化機能もありますし、生物多様性保全機能とか、木材の生産機能とかもういろんな機能があるんです。地球全体はまずは山林からと言われているように、山からです。山で育んだ水が海水まで行って、そこで生物が、お魚さんがしっかりプランクトンを食べたりいろいろするというので、山を守るということは地球を守るということになりますので、ぜひ、災害が出て本当に忙しい思いをされている市の職員さん私も見てきておりますので、大変だと思いますけども、ぜひ森林の保全、これを森林環境譲与税を使ってしっかりしていただきますように要望いたします。

市民の皆さんが納得のいく森林保全に本当に力を入れていただきたいということで、次の質問に移らせてもらいます。

次の質問なんですが、次は、非常に地域の深刻な問題になっております空家対策について質問いたします。

全国的にも空家の問題は深刻化をしております。特に過疎地域では、若者の流出と高齢化が進み、空家が本当に増加して加速している状態でございます。本市の過疎地域でも、住民への実被害が出ているところもあって、増え続ける空家は大きな問題になっております。

なぜ空家が問題なのか、今回は本市の現状を知っていただき、行政はどのような対策に取り組んでいるのか、空家の所有者はどのような対策をする必要があるのか、これに焦点を合わせまして質問させていただきたいと思っております。

全国の空家の存在は、2023年の時点では約1,000万戸と言われております。総務省の調査によれば、全住宅の空家率は約13%を占めているそうです。団塊の世代が様々な影響が出ると言われている2040年問題の一つとしても、この空家問題にもさらに拍車がかかるのではないかと考えられております。

では、朝倉市はどうでしょうか。本市の空家の状況についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 平成30年の住宅土地統計調査によりますと、朝倉市全戸数2万2,560戸のうち、空家の総件数が3,200戸、空家率は14.2%でございます。そのうち

利用不明空家が2,060戸というふうな状況となっております。

全国の空家件数は849万戸、空家率は13.6%というふうになっておりまして、朝倉市はほぼ全国平均並みというふうになっている状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。

では、この空家の調査をしたのは今から5年前の数字だと思います。それで、今現在の空家の状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 全国的にも空家が増加傾向にあるということでございますので、朝倉市としましても、増加傾向にあるというふうなことが推測されると思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 全国的に増加傾向にあるので、本市においても増加しているというのは想像ができます。

今回、朝倉市空家等対策計画、ちょっとあとは市計画というふうに言わせていただきますけども、これが平成30年3月に作成をされていらっしゃいます。令和5年3月、去年の3月に改訂をしておられます。そして、令和5年度から令和9年度までの計画ということで立てておられます。

この計画を見ますと、空家に関する改訂後のデータは、5年前のデータのままで更新されていないんです。本来、空家の状況、何でもそうなんですけど、計画を立てるためには、今回、空家の状況を把握して、最新のデータが非常に重要だと思っております。そのデータを基に事業計画を立て直すのではないかと思います。

ですので、人口とかそういうようなところは最新データが入っていましたが、空家のデータがそれに入っていないというのと、さらに市の計画では、空家情報を調査して、データベース化して解消をしたものを記載しているという文面もあります。データベース化をされているのではないかと思いますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 空家の状況につきましては、先ほど申しました住宅土地統計調査、これが令和5年度に実施されておりまして、まだその数値は公表されておりません。この数値が公表されれば、また新しい数字での計画の見直しというふうにさせていただこうと思っております。

それで、私どもが今どのようにして空家の状況を把握しているのかということでございますけども、市のほうでは、地域からの相談があった空家については現地調査を行いまして、所有者及び管理者を調査しまして、把握をしているところでございます。そういったことで、今現在、空家の数というのを市としての把握ということでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 実は、うきは市さんとかほかの近くの市町村さんもなんですけども、地域別の空家の調査というのをしっかりしていらっしゃいます。それで、何か中身の内容をちょっと調査いたしましたら、社会資本整備総合交付金とか、防災安全交付金、この辺を予算化して現状把握をやはり2年以上かけてなさってあるというようなことが載っていました。

データ化をして対策を推進するのが本来の姿だと思いますので、しっかり本市の本当の空家をしっかり把握されて計画とかを練ってほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、空家が増える原因をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 空家が増え続ける原因ということでございますけども、こちらにつきましては、朝倉市に限らず全国的な課題として、人口減少や老年人口の増加、それから核家族化の進行に加え、地方から都市部への人口流出等によりまして、使用しなくなる住宅等が増加しているというふうに考えられます。

具体的に申しますと、単身高齢世帯の入院や施設への入所、相続人が多数おり権利関係の整理が難しく所有者が特定できないという状況、それから、相続したが所有者の管理意識が薄く、所有者が遠方において管理が難しいということ、それから、所有者が経済的な事情から管理が十分できず、管理責任を全うしないということなどが原因ではなかろうかというふうに考えられます。

また、近年では、空家等の解体は建物の規模等によって多額の費用負担になりますので、利活用できなければ空家としてそのまま放置されることも考えられるというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。

それでは、空家が放置されることで地域に及ぼす影響は非常に大きいと思います。どういったリスクがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 空家が地域に及ぼす影響としましては、建築物等の倒壊や部材等の飛散による保安上の危険、汚水等の流出や病虫害等の発生によります衛生上の有害、そして管理不全による景観の悪化、草木等の繁茂や動物の侵入による周辺的生活環境への影響などが考えられるというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。

それでは、次は、空家問題に対する行政の対策についてに移らせていただきます。

空家等対策については、平成27年の5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。空家の適切な管理や解体を促進するための制度が整備されたということになります。空家の所有者に対しても、管理責任を明確にして、放置される空家に行政が介入できるようにするものであると、調べによるとこういうことを書いていらっしゃいました。

そこで質問なんですが、現在、危険と言われる特定空家に指定、確認されているものは何件あるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほど申しましたこれまでに地域の住民の皆様から通報を受けました空家を国の指定する判定基準に基づきまして、特定空家等の対象となるものの件数が、今現在35件あるというふうに把握をしております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 危険な空家35件ということでおっしゃいましたけど、私が聞いているのは、危険な空家で倒壊のおそれがあって、特定空家の定義の中にもあるんですけども、保安上の問題、衛生の問題、景観の問題、生活、環境面の問題などが著しく不適切な状態を危険空家というふうに指定されると思います。そういう空家が、特定の空家として市としては何件今あるのかということをお先ほどの質問で聞いたところですけど、よろしくお願ひします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 今現在、朝倉市のほうでは、特定空家として認定をしておる空家は今現在ございません。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 特定空家というのに確認されたのは今現在ないということでございます。

私の地域で、見るからに非常に危険だという空家があるところがあります。実被害も出ております。このような空家が特定空家と思われるんです。そういう特定空家はないということで、危険空家のところの段階だと思うんですが、こういう場合はどのような対策を取られているのかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 議員のほうがお先ほどおっしゃいましたように、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されて、空家の所有者に管理義務が定められております。空家等が管理不全な状態にならないために、適正な管理に努めることは所有者等の責務であるということをお明示しております。

よって、空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提であるというふうに思っております。所有者等に対しまして、空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことが重要でありまして、市では、危険と思われる

空家につきまして、所有者及び管理者を調査し、所有者等に対しまして地域への悪影響や危険性等について助言し、適正な管理を強く求めているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 分かりました。確かに空家の問題は、今、非常に全国的にも非常に深刻になっておりまして、自治体がやっているかやらないか、これですごく将来的な差が出るとも言われているんです。

空家の実被害が出た場合、これはシミュレーションの内容なんですけども、空家が発生する損害のシミュレーションの調査の結果は、外壁が落下をします。そして近隣を歩いていた、仮に児童が亡くなった場合に、損害賠償というのは約6,000万円近くかかるそうです。こういったことで、この6,000万円の損害賠償というのは、もちろん所有者の賠償責任になると思うんですが、これにならないために、まずは住民の被害をなくすために、ここで行政がちょっと働いていただかなければいけない部分があるのではないかと思います。

空家法第3条と朝倉市空家の適切な管理に関する条例の第3条、これは市の責務についてうたっています。市民が安全で安心して暮らせる措置を適切に取るように努めるということになっております。実際、住民に実被害が起こらないように、この3条の市の責務というのは大変重要だと思います。ですので、ちょっとこの辺も考えていただいて、本来なら特定空家のことを細かく言ったら、はてなというところもちょっと非常に感じているところもあるんですが、3条のことをよろしくしていただいて、実被害が起こらない体制を市としてもつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、国交省の調査が令和2年3月の時点で、平成27年から令和元年の5年間、特定空家等に対する措置の状況というのが出ておりました。それは、助言・指導611市町村で1万9,029件、助言・指導、まず初めの段階です。それでも何も無い場合は勧告ということになるんですが、263市町村で1,351件。それでも何も無い場合は命令、これは81市町村で150件。それでも何も対策が所有者として出ない場合は、ここで行政代執行ということで、57市町村で69件。所有者が分からないというところは、危険な空家に対しては略式代執行ということで、128市町村で191件となっています。

この数字から非常に分かることなんですけど、助言・指導をしっかりと行っていたら、所有者の大半の方が改善につながっているという状況です。市民の命を守るためにも、代執行とか略式代執行等の措置というのも行うのにも、非常に自治体には負担がかかるということも承知しておりますが、こういうことも今からは考えていく時代が来ているのではないかと感じておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、緊急安全代行措置というのが市のほうで第9条に書かれてありました。この分ですけど、どういうことができるのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉市空家等の適切な管理に関する条例によりまして、特定空家等及び老朽空家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ放置することが公益に反すると認められるときは、当該空家等に対し、危険を回避するために必要と認める最低限の応急措置を行うことができるとなっております。具体的に申しますと、屋根から落ちそうな瓦にネットを張るというふうなことが上げられます。

なお、この条例でこの措置を行うときは、所有者等が確知できない場合を除き、所有者等の同意を得なければならず、また、応急措置に要した費用は当事者負担となるということとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 説明ありがとうございます。今言われたように、もちろん所有者に同意を得ないといけないということは分かりますが、危険が逼迫している場合でも、同意をしないと措置は取れないという解釈になるということでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） そのように同意が必要というふうなことになると思います。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 緊急安全代行措置で処理ができないのであれば、特定空家の指定をしたら措置ができるということになりますよ、お話の流れからいったら。その辺のところも考えて、今度は空家問題をしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、管理不全空家の所有者への影響ということで質問させていただきます。

空家法が令和5年の3月に閣議決定されまして、改正がです。12月に施行されました。周囲に著しく影響を及ぼす特定空家化を未然に防ぐための管理不全空家として所有者などに指導を行うということが対象になったということになります。現時点では、朝倉市の計画の中には、この空家法の改訂がちょっと反映されていないんですけども、この空家の活用とか管理を一層進めるための施策と私は理解しております。

空家の所有者にどのような影響が及ぶことがあるのかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 管理不全空家等といいますのが、適正な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等のことで、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等となる前の段階の対応として、管理保全を図るため、所有者等に対して倒壊防止のための補修等を行うなどの法に基づく国の管理指針に即した措置を指導するということになってまいります。

また、指導しても状態が改善しない場合は勧告することが可能となりまして、勧告を行うと、特定空家等と同様に固定資産税の住宅用地の特例適用を解除することで、固定資産

税が上がるというふうなことになってまいります。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 所有者が固定資産税の住宅があることによって減免されていた6分の1が当然上のところを解体とかを強制的にしないでという命令とかが出た場合は6倍になりますよと。今の6倍になるということです。通常の状態に戻るといようなことでしょうかね、分かりました。

非常にやはり私たち個人も空家を相続したときに、やっぱりちゃんと、今、終活とかいう言葉がありますけども、空家に対しても終活をしていかないといけないということも、私たちも本当に考えていかないと、相続した空家とかが非常に大変な状態になるということです。

空家の問題で、空家を放置しないために、市は空家になる前の段階、なつてすぐの段階、今後どのような対策が有効か、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。所有者に対してです。よろしくをお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まず、空家になる前の段階の取組ということで申しますと、繰り返しになりますけども、空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提でございます。そこで、所有者等に対しまして、空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことが重要であるというふうに考えます。

全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめるため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等の問題に関する意識の向上を図ることが必要であろうかというふうに思っております。

次に、空家になってからの取組でございますけれども、令和5年12月に施行されました改正空家等対策特別措置法では、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用等が総合的に強化されております。

市では、現在、空家の有効活用の対策としまして、広報紙やホームページ等による情報提供のほか、空家活用のためのリフォーム、あさ暮らし住宅リフォーム補助事業であったり、空き家バンク事業、それから危険な空家を解体するための不良空家等解体撤去補助事業に取り組んでいる状況でございます。

また、令和2年10月に、福岡県空き家活用サポートセンターが設置をされております。これは、空家の利活用に関して、専門相談員が空家や将来空家になりそうな住宅を今後どうすればよいか、適切な活用、処分の方法を一緒に検討してくれるという公的機関でございます。

今後も、空家活用の施策を実施しながら、県とも連携しまして、空家対策を強化していきたいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。本当に空家対策の強化、大切なことだと思います。

基本的な考え方としては、その空家がきれいなうちに流通化して利活用するか、もしくは流通できないような空家だったら除却、取り除く、この2点でやっていくというようなことです。

そして、除却を進めるための例として、全国を取組をちょっと紹介したいと思います。除却するともなると、固定資産税が上がるということに取り組んだ、これは例なんですけれども、全国66市町村で、福岡県では豊前市、須恵町、岡垣町、遠賀町が独自の固定資産税の負担軽減措置を講じております。そしてまた、除却した後の利活用の例としても、朝倉市の場合は、家があるところの空き家バンクですけれども、空き地バンク、空き家バンクの中に空き地も売りに出すというような登録ができて、土地の利活用としても推進しているところもいっぱいあります。

あと一つは、空家対策ガイドブックです。これを事前に作成して、将来の空家の問題をどういう問題が放置した場合にかかるのか、相続したときにかかるのか、じゃあどうした策があるのかというのを1冊のガイドブックとしてまとめているような対策を取っているところもあります。これを市民に周知徹底することは、非常に空家対策ガイドブックというのは、とても有効な手段と私は思っております。それで、ぜひこういうこともお考えいただければと思います。

それと野村総研のデータによると、除却や活用が進まなければ、空家は2033年には2,150万戸になって、3戸に1件空家という状態になりますので、本当に早めの対策が必要だと思います。

私、朝倉市においても、朝倉市の空家等対策計画に基づいて、早めの対策をよろしくお願いたします。これで質問を終わります。

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時20分に再開いたします。

午後3時10分休憩